

公益社団法人アルコール健康医学協会 役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人アルコール健康医学協会（以下「本協会」という。）の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員及び非常勤役員の区分は、定款第21条5項に定めるところによる。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

2 理事長、副理事長及び常務理事に対し、毎年6月及び12月に賞与を支給することができる。ただし、賞与の合計額は報酬月額を2か月分を上限とし、前年度の決算の状況を勘案して、理事会でこれを定める。

3 理事長、副理事長及び常務理事の退職に当たっては、その任期に応じ、退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事長、副理事長及び常務理事の報酬月額は、理事長が、収支の状況等を勘案の上、理事会の決議を経て定めるものとし、その額は別表第1に定める金額の範囲内とする。

2 非常勤理事（理事長、副理事長を除く）に対する報酬は、別表第2に定める金額とする。

3 監事の報酬は、別紙第3に定める金額とする。

4 理事長、副理事長及び常務理事に対する退職手当は、別表第4及び別表第5に定める算式により算出される金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 理事長、副理事長及び常務理事の報酬は、毎月一定の期日に支払うものとし、非常勤役員（理事長、副理事長を除く）にあつては、理事会出席等必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当の支給に当たっては、第4条第4項の規定にかかわらず、支給する年度の収支状況を勘案して、理事会の決議を経て行うものとする。

(費用)

第8条 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用のうち本協会が必要と認める部分については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては予め支払うものとする。

なお、出張のための旅費については、理事会の決議を経て別に定める「役職員旅費規程」による。

2 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支払うものとする。

(公表)

第9条 本協会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、本協会移行登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 平成24年7月26日 一部改訂

3 平成27年6月19日 一部改訂

別表第1 報酬月額

理事長 150,000円までの範囲内
副理事長 110,000円までの範囲内
常務理事 375,000円までの範囲内

別表第2 非常勤理事の報酬

理事会出席等、必要の都度、謝金として一人一律10,000円。

別表第3 監事の報酬

必要の都度、謝金として一律20,000円。
ただし、理事会等の出席については、その都度一人一律10,000円とする。

別表第4 理事長及び副理事長退職手当の算出要領

(算出数式) 10万円×在職年数(ただし、最高100万円まで)

なお、在職年数の計算において、勤務した日数が1年に満たない年については、その年の勤務した日数が183日を越えたときは、1年として計算するものとする。

別表第5 常務理事退職手当の算出要領

(算出数式) 報酬月額×在職年数×支給率

ただし、

1. 支給率は、当該常務理事の在職期間中の功績等を考慮し、1.0~1.2の範囲内で、理事会でこれを定める。
2. 在職年数の計算において、勤務した日数が1年に満たない年については、その年の勤務した日数が183日を越えたときは、1年として計算するものとする。